

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十七万九千円」を「百万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官			二、〇九五、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事			一、五二八、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官			一、四六六、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官			一、三五八、〇〇〇円
	一 号		
	二 号		
	三 号		
			一、二二四、〇〇〇円
			一、〇七八、〇〇〇円
			一、〇〇六、〇〇〇円

判 事 補								判 事				
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
三二一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事												
九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	四七七、一〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円

十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号	十 四 号	十 五 号	十 六 号	十 七 号
三五二、一〇〇円	三三七、三〇〇円	三二〇、六〇〇円	三一一、六〇〇円	二九四、三〇〇円	二八五、五〇〇円	二八〇、一〇〇円	二七六、三〇〇円

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2

新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則 第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、<u>百万六千円</u>とすることができる。		附則 第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、<u>九十七万九千円</u>とすることができる。	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
区	分	報酬月額	報酬月額
最高裁判所長官		二、〇九五、〇〇〇円	二、〇三八、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、五二八、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四六六、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三五八、〇〇〇円	一、三二一、〇〇〇円
	一 号	一、二三四、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円
	二 号	一、〇七八、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	四七七、一〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一、六〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	四六二、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円

簡易裁判所判事

九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三七九、九〇〇円	三五二、一〇〇円	三三七、三〇〇円	三二〇、六〇〇円	三二一、六〇〇円	二九四、三〇〇円	二八五、五〇〇円	二八〇、一〇〇円	二七六、三〇〇円

簡易裁判所判事

九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三六六、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三二五、三〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三〇〇、一〇〇円	二八三、三〇〇円	二七四、五〇〇円	二六九、一〇〇円	二六五、三〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十四万四千元」を「六十六万四千元」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			俸 給 月 額
検 事 総 長			一、五二八、〇〇〇円
次 長 検 事			一、二五〇、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長			一、三五八、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長			一、二五〇、〇〇〇円
	一	号	一、二二四、〇〇〇円
	二	号	一、〇七八、〇〇〇円
	三	号	一、〇〇六、〇〇〇円

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
三二一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円

副

検

事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号
三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	四七七、一〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円

十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号	十 四 号	十 五 号	十 六 号	十 七 号
三二〇、六〇〇円	三二一、六〇〇円	二九四、三〇〇円	二八五、五〇〇円	二八〇、一〇〇円	二七六、三〇〇円	二六六、〇〇〇円	二五七、八〇〇円

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に

基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行						
附 則 第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、<u>六十六万四千円</u>とすることができる。 別表（第二条関係）							附 則 第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、<u>六十四万四千円</u>とすることができる。 別表（第二条関係）						
区 分	検 事 総 長	次 長 検 事	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	一 号		区 分	検 事 総 長	次 長 検 事	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	一 号	
					二 号	俸 給 月 額						二 号	俸 給 月 額
	一、五二八、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	一、三五八、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	一、二二四、〇〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円		一、四八六、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、三二一、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号
三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	四七七、一〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一一、六〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号
三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	四六二、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二五七、八〇〇円	二六六、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二四七、一〇〇円	二五五、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円

裁判官報酬法の一部を改正する法律案
検察官俸給法の一部を改正する法律案

—御説明資料—

令和7年8月
法 務 省

目 次

○裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について	1
○給与勧告のポイント	2
○裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）	4
○報酬・俸給月額引上げの算定方法について	5

裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について

令和7年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、民間給与との較差（3.62%）を解消するため、俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告した。

これに伴い、裁判官及び検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を10,700円から57,000円引上げる改定を行うこととしたものである。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用する。

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)
 【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- 民間の支給割合 4.65月
- 公務の平均支給月数 現行 4.60月
 民間の支給状況に見合うよう引上げ
 年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に
 0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
以降	勤勉手当	1.0625月	1.0625月

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し

- ・支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
- ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】
(指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

	職務の級	手当額 (円)	
		現行	見直し後
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置 (特勤勤務手当等の見直し)

- 《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》
- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
 - ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等を次のとおり見直し
 - (1) 特勤勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止
 - ・特勤勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - (2) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大
 - ・特勤官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
 - ※ そのほか、①特勤官署等の指定の見直し、②特勤勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施
 - ▶ その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当

《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

- ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当

《令和7年4月実施》

- ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直：+300円 医師当直：+1,500円)

地域手当

《令和8年4月実施》

- ▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月～)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）（令和7年4月較差改正）

官職・号俸				報酬・俸給月額		
裁判官		検察官		現行（円）	改正案（円）	差額
最高裁長官				2,038,000	2,095,000	57,000
最高裁判事		検事総長		1,486,000	1,528,000	42,000
東京高裁長官				1,426,000	1,466,000	40,000
その他の高裁長官		東京高検検事長		1,321,000	1,358,000	37,000
		次長検事 その他検事長		1,216,000	1,250,000	34,000
判 1		検 1		1,191,000	1,224,000	33,000
判 2		検 2		1,049,000	1,078,000	29,000
判 3	簡 特	検 3		979,000	1,006,000	27,000
判 4	簡 1	検 4		829,000	852,000	23,000
判 5	簡 2	検 5		716,000	736,000	20,000
判 6	簡 3	検 6	副・特	644,000	664,000	20,000
判 7	簡 4	検 7	副 1	584,000	604,000	20,000
判 8		検 8	副 2	526,000	546,000	20,000
	簡 5		副 3	462,000	477,100	15,100
補 1	簡 6	検 9	副 4	443,900	459,000	15,100
補 2	簡 7	検 10	副 5	409,000	424,100	15,100
補 3	簡 8	検 11	副 6	390,800	404,400	13,600
補 4	簡 9	検 12	副 7	366,300	379,900	13,600
補 5	簡 10	検 13	副 8	339,700	352,100	12,400
補 6	簡 11	検 14	副 9	325,300	337,300	12,000
補 7	簡 12	検 15	副 10	309,000	320,600	11,600
補 8	簡 13	検 16	副 11	300,100	311,600	11,500
補 9	簡 14	検 17	副 12	283,300	294,300	11,000
補 10	簡 15	検 18	副 13	274,500	285,500	11,000
補 11	簡 16	検 19	副 14	269,100	280,100	11,000
補 12	簡 17	検 20	副 15	265,300	276,300	11,000
			副 16	255,000	266,000	11,000
			副 17	247,100	257,800	10,700

報酬・俸給月額引上げの算定方法について

- 1 裁判官・検察官の報酬・俸給月額については、従前より、特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている（対応金額スライド方式）。平成18年度の一般の政府職員の給与構造の改革により、行政職俸給表（一）における職務の級の統合や号俸のカット、指定職俸給表における一部号俸のカットが行われたが、それ以降も、裁判官・検察官の報酬・俸給月額については、給与構造改革以前の号俸を基準として、報酬・俸給が対応する一般の政府職員の俸給表の改定率と同様の改定率で改定しており、今回も同様の改定を行うものである。
- 2 今回の一般職の俸給月額の改定に伴う報酬・俸給月額の改定対象のうち、給与構造改革後も、それまで対応していた指定職俸給表の号俸がカットされず、残存したもの（判事1～5号、簡裁判事特号、1号、2号、検事1～5号）については、その対応する指定職俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている。

他方、給与構造改革により、それまで対応していた指定職俸給表及び行政職俸給表（一）の号俸がカットされたもの（判事6～8号、判事補1～10号、簡裁判事3～15号、検事6～18号、副検事特号、1～13号、16号）については、それまで対応していた号俸の俸給月額を元に、仮定号俸を設定した上で、この仮定号俸の俸給月額に、仮定号俸に対応する切替後の各級の1号俸の改定率を乗じて算出した仮定俸給月額を用いて対応金額スライド方式により、改定後の報酬・俸給月額を算出している。

裁判官及び検察官の改定報酬月額の算出基礎 (R7.4較差改正)

◎ 最高裁長官

(現行)

内閣総理大臣 (2,038,000)
最高裁長官 (2,038,000)

0

(改定)

内閣総理大臣 (2,095,000)
最高裁長官 (2,095,000)

0

◎ 最高裁判事・検事総長

(現行)

国務大臣等 (1,486,000)
最高裁判事 (1,486,000)
検事総長 (1,486,000)

0

(改定)

国務大臣等 (1,528,000)
最高裁判事 (1,528,000)
検事総長 (1,528,000)

0

◎ 東京高裁長官

(現行)

内閣法制局長官等 (1,426,000)
東京高裁長官 (1,426,000)

0

(改定)

内閣法制局長官等 (1,466,000)
東京高裁長官 (1,466,000)

0

◎ その他の高裁長官・東京高検検事長

(現行)

内閣法制局長官等 (1,426,000) 210,000
その他の高裁長官 (1,321,000) 105,000
東京高検検事長 (1,216,000)
大臣政務官等 (1,216,000)

(改定)

内閣法制局長官等 (1,466,000) 216,000
その他の高裁長官 (X)
東京高検検事長 (1,250,000)
大臣政務官等 (1,250,000)
X = 1,250,000 + 216,000 × 105,000 ÷ 210,000
= 1,358,000.00
= 1,358,000

◎ 次長検事・その他の検事長

(現行)

大臣政務官等 (1,216,000)
次長検事 (1,216,000)

0

(改定)

大臣政務官等 (1,250,000)
次長検事 (1,250,000)

0

◎ 判事1号・検事1号

(現行)

指定職8号俸 (1,191,000)
判事1号 (1,191,000)
検事1号 (1,191,000)

0

(改定)

指定職8号俸 (1,224,000)
判事1号 (1,224,000)
検事1号 (1,224,000)

0

◎ 判事2号・検事2号

(現行)

指定職6号俸 (1,049,000)
判事2号 (1,049,000)
検事2号 (1,049,000)

0

(改定)

指定職6号俸 (1,078,000)
判事2号 (1,078,000)
検事2号 (1,078,000)

0

◎ 判事3号・検事3号・簡裁判事特号

(現行)

指定職5号俸 (979,000)
判事3号 (979,000)
検事3号 (979,000)

0

(改定)

指定職5号俸 (1,006,000)
判事3号 (1,006,000)
検事3号 (1,006,000)

0

◎ 判事4号・検事4号・簡裁判事1号

(現行)

指定職3号俸 (829,000)
判事4号 (829,000)
検事4号 (829,000)

0

(改定)

指定職3号俸 (852,000)
判事4号 (852,000)
検事4号 (852,000)

0

◎ 判事5号・検事5号・簡裁判事2号

(現行)

指定職1号俸 (716,000)
判事5号 (716,000)
検事5号 (716,000)

0

(改定)

指定職1号俸 (736,000)
判事5号 (736,000)
検事5号 (736,000)

0

◎ 判事 6 号・検事 6 号・簡裁判事 3 号・副検事特号

(現行)

旧指定職 3 号俸	(644,000)	└───┐	0
判事 6 号		└───┐	
検事 6 号	(644,000)	└───┐	

(改定)

旧指定職 3 号俸	(664,000)	└───┐	0
判事 6 号		└───┐	
検事 6 号	(664,000)	└───┐	

旧指定職 3 号俸

①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが(644,000×736,000/716,000-644,000=17,989)

②現指定職 1 号俸の改定状況 (20,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (17,989→20,000)

◎ 判事 7 号・検事 7 号・簡裁判事 4 号・副検事 1 号

(現行)

旧指定職 2 号俸	(584,000)	└───┐	0
判事 7 号		└───┐	
検事 7 号	(584,000)	└───┐	

(改定)

旧指定職 2 号俸	(604,000)	└───┐	0
判事 7 号		└───┐	
検事 7 号	(604,000)	└───┐	

旧指定職 2 号俸

①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが(584,000×736,000/716,000-584,000=16,313)

②旧指定職 2 号俸は旧指定職 3 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧指定職 3 号俸の改定状況 (20,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整(16,313→20,000)

◎ 判事 8 号・検事 8 号・副検事 2 号

(現行)

旧指定職 1 号俸	(526,000)	└───┐	0
判事 8 号		└───┐	
検事 8 号	(526,000)	└───┐	

(改定)

旧指定職 1 号俸	(546,000)	└───┐	0
判事 8 号		└───┐	
検事 8 号	(546,000)	└───┐	

旧指定職 1 号俸

①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが(526,000×736,000/716,000-526,000=14,693)

②旧指定職 1 号俸は旧指定職 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧指定職 2 号俸の改定状況 (20,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (14,693→20,000)

◎ 簡裁判事 5 号・副検事 3 号

(現行)

旧11級 6 号俸	(469,100)	└───┐	13,100
簡裁判事 5 号		└───┐	
副検事 3 号	(462,000)	└───┐	6,000
旧11級 5 号俸	(456,000)	└───┐	

(改定)

旧11級 6 号俸	(484,200)	└───┐	13,100
簡裁判事 5 号		└───┐	
副検事 3 号	(X)	└───┐	
旧11級 5 号俸	(471,100)	└───┐	
X = 471,100 + 13,100 × 6,000 ÷ 13,100			
= 477,100.00			
= 477,100			

旧11級 6 号俸

①切替号俸である現 9 級 1 号俸の改定率を乗じるが(469,100×525,300/510,200-469,100=13,884)

②現 9 級 1 号俸の改定状況 (15,100円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (13,884→15,100)

旧11級 5 号俸

①切替号俸である現 9 級 1 号俸の改定率を乗じるが(456,000×525,300/510,200-456,000=13,496)

②旧11級 5 号俸は旧11級 6 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 6 号俸の改定状況 (15,100円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (13,496→15,100)

◎ 判事補 1 号・検事 9 号・簡裁判事 6 号・副検事 4 号

(現行)

旧11級 5 号俸	(456,000)	└───┐	13,100
判事補 1 号		└───┐	
検事 9 号	(443,900)	└───┐	1,000
旧11級 4 号俸	(442,900)	└───┐	

(改定)

旧11級 5 号俸	(471,100)	└───┐	13,100
判事補 1 号		└───┐	
検事 9 号	(X)	└───┐	
旧11級 4 号俸	(458,000)	└───┐	
X = 458,000 + 13,100 × 1,000 ÷ 13,100			
= 459,000.00			
= 459,000			

旧11級 5 号俸：前述のとおり

旧11級 4 号俸

①切替号俸である現 9 級 1 号俸の改定率を乗じるが(442,900×525,300/510,200-442,900=13,108)

②旧11級 4 号俸は旧11級 5 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 5 号俸の改定状況 (15,100円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (13,108→15,100)

◎ 判事補2号・検事10号・簡裁判事7号・副検事5号

(現行)

旧11級2号俸	(415,900)	┌───┐	13,300
判事補2号		└───┘	
検事10号	(409,000)	└───┘	6,400
旧11級1号俸	(402,600)	└───┘	

(改定)

旧11級2号俸	(431,000)	┌───┐	13,300
判事補2号		└───┘	
検事10号	(X)	└───┘	
旧11級1号俸	(417,700)	└───┘	
X =	417,700 +	13,300 ×	6,400 ÷ 13,300
=	424100.00		
=	<u>424,100</u>		

旧11級2号俸

①切替号俸である現9級1号俸の改定率を乗じるが (415,900×525,300/510,200-415,900=12,309)

②旧11級2号俸は旧11級4号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級4号俸の改定状況 (15,100円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (12,309→15,100)

旧11級1号俸

①切替号俸である現9級1号俸の改定率を乗じるが (402,600×525,300/510,200-402,600=11,915)

②旧11級1号俸は旧11級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級2号俸の改定状況 (15,100円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (11,915→15,100)

◎ 判事補3号・検事11号・簡裁判事8号・副検事6号

(現行)

旧10級4号俸	(401,400)	┌───┐	11,800
判事補3号		└───┘	
検事11号	(390,800)	└───┘	1,200
旧10級3号俸	(389,600)	└───┘	

(改定)

旧10級4号俸	(415,000)	┌───┐	11,800
判事補3号		└───┘	
検事11号	(X)	└───┘	
旧10級3号俸	(403,200)	└───┘	
X =	403,200 +	11,800 ×	1,200 ÷ 11,800
=	404400.00		
=	<u>404,400</u>		

旧10級4号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが (401,400×471,900/458,300-401,400=11,911)

②現8級1号俸の改定状況 (13,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (11,911→13,600)

旧10級3号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが (389,600×471,900/458,300-389,600=11,561)

②旧10級3号俸は旧10級4号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級4号俸の改定状況 (13,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (11,561→13,600)

◎ 判事補4号・検事12号・簡裁判事9号・副検事7号

(現行)

旧10級2号俸	(377,800)	┌───┐	11,600
判事補4号		└───┘	
検事12号	(366,300)	└───┘	100
旧10級1号俸	(366,200)	└───┘	

(改定)

旧10級2号俸	(391,400)	┌───┐	11,600
判事補4号		└───┘	
検事12号	(X)	└───┘	
旧10級1号俸	(379,800)	└───┘	
X =	379,800 +	11,600 ×	100 ÷ 11,600
=	379900.00		
=	<u>379,900</u>		

旧10級2号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが (377,800×471,900/458,300-377,800=11,211)

②旧10級2号俸は旧10級3号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級3号俸の改定状況 (13,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (11,211→13,600)

旧10級1号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが (366,200×471,900/458,300-366,200=10,867)

②旧10級1号俸は旧10級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級2号俸の改定状況 (13,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,867→13,600)

◎ 判事補5号・検事13号・簡裁判事10号・副検事8号

(現行)

旧9級2号俸	(339,800)	┌───┐	11,400
判事補5号		└───┘	
検事13号	(339,700)	└───┘	11,300
旧9級1号俸	(328,400)	└───┘	

(改定)

旧9級2号俸	(352,200)	┌───┐	11,400
判事補5号		└───┘	
検事13号	(X)	└───┘	
旧9級1号俸	(340,800)	└───┘	
X =	340,800 +	11,400 ×	11,300 ÷ 11,400
=	352100.00		
=	<u>352,100</u>		

旧9級2号俸

①切替号俸である現7級1号俸の改定率を乗じるが (339,800×420,700/408,300-339,800=10,320)

②現7級1号俸の改定状況 (12,400円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,320→12,400)

旧 9 級 1 号俵

①切替号俵である現 7 級 1 号俵の改定率を乗じるが $(328,400 \times 420,700 / 408,300 - 328,400 = 9,973)$

②旧 9 級 1 号俵は旧 9 級 2 号俵よりも下位の号俵であるところ、旧 9 級 2 号俵の改定状況 (12,400円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (9,973→12,400)

◎ 判事補6号・検事14号・簡裁判事11号・副検事9号

(現行)

旧9級1号俸	(328,400)	┌	6,800
判事補6号		└┐	
検事14号	(325,300)	└┐	3,700
旧8級3号俸	(321,600)	└┐	

(改定)

旧9級1号俸	(340,800)	┌ └┐ └┐ └┐	7,600	
判事補6号				
検事14号	(X)			
旧8級3号俸	(333,200)			
X =	333,200 +	7,600 ×	3,700 ÷	6,800
=	337335.29			
=	337,300			

旧9級1号俸：前述のとおり

旧8級3号俸

①切替号俸である現6級1号俸の改定率を乗じるが (321,600×366,800/355,200-321,600=10,503)

②現6級1号俸の改定状況 (11,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,503→11,600)

◎ 判事補7号・検事15号・簡裁判事12号・副検事10号

(現行)

旧8級2号俸	(312,100)	┌	9,400
判事補7号		└┐	
検事15号	(309,000)	└┐	6,300
旧8級1号俸	(302,700)	└┐	

(改定)

旧 8 級 2 号俸	(323, 700)	┌	9, 400	
判事補 7 号				
検事15号	(X)			
旧 8 級 1 号俸	(314, 300)			
X =	314, 300 +	9, 400 ×	6, 300 ÷	9, 400
=	320600. 00			
=	<u>320, 600</u>			

旧8級2号俸

①切替号俸である現6級1号俸の改定率を乗じるが (312,100×366,800/355,200-312,100=10,192)

②旧8級2号俸は旧8級3号俸よりも下位の号俸であるところ、旧8級3号俸の改定状況 (11,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,192→11,600)

旧8級1号俸

①切替号俸である現6級1号俸の改定率を乗じるが (302,700×366,800/355,200-302,700=9,885)

②旧8級1号俸は旧8級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧8級2号俸の改定状況 (11,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (9,885→11,600)

◎ 判事補8号・検事16号・簡裁判事13号・副検事11号

(現行)

旧8級1号俸	(302,700)	┌	7,000
判事補8号		└┐	
検事16号	(300,100)	└┐	4,400
旧7級2号俸	(295,700)	└┐	

(改定)

旧 8 級 1 号俸	(314, 300)	┌	7, 300	
判事補 8 号		└┐		
検事 16 号	(X)	└┐		
旧 7 級 2 号俸	(307, 000)	└┐		
X =	307, 000 +	7, 300 ×	4, 400 ÷	7, 000
=	311588. 57			
=	<u>311, 600</u>			

旧8級1号俸：前述のとおり

旧7級2号俸

①切替号俸である現5級1号俸の改定率を乗じるが (295,700×332,600/321,300-295,700=10,400)

②現5級1号俸の改定状況 (11,300円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,400→11,300)

◎ 判事補9号・検事17号・簡裁判事14号・副検事12号

(現行)

旧7級1号俸	(287,000)	┌	3,900
判事補9号		└┐	
検事17号	(283,300)	└┐	200
旧6級2号俸	(283,100)	└┐	

(改定)

旧7級1号俸	(298,300)	┌	4,200	
判事補9号		└┐		
検事17号	(X)	└┐		
旧6級2号俸	(294,100)	└┐		
X =	294,100 +	4,200 ×	200 ÷	3,900
=	294315.38			
=	294,300			

旧7級1号俸

①切替号俸である現5級1号俸の改定率を乗じるが (287,000×332,600/321,300-287,000=10,094)

②旧7級1号俸は旧7級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧7級2号俸の改定状況 (11,300円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,094→11,300)

旧6級2号俸

①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じるが (283,100×309,800/298,800-283,100=10,422)

②現4級1号俸の改定状況 (11,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整 (10,422→11,000)

◎ 判事補10号・検事18号・簡裁判事15号・副検事13号

(現行)

旧6級1号俸	(274,500)	┐	0
判事補10号		└┐	
検事18号	(274,500)	└┐	

(改定)

旧6級1号俸	(285,500)	┐	0
判事補10号		└┐	
検事18号	(285,500)	└┐	

旧6級1号俸

①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じるが(274,500×309,800/298,800-274,500=10,105)

②旧6級1号俸は旧6級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧6級2号俸の改定状況(11,000円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整(10,105→11,000)

◎ 判事補11号・検事19号・簡裁判事16号・副検事14号

(現行)

旧5級2号俸	(269,300)	┐	4,000
判事補11号		└┐	
検事19号	(269,100)	└┐	3,800
旧5級1号俸	(265,300)	└┐	

(改定)

旧5級2号俸	(280,300)	┐	4,000
判事補11号		└┐	
検事19号	(X)	└┐	
旧5級1号俸	(276,300)	└┐	
X = 276,300 + 4,000 × 3,800 ÷ 4,000			
= 280100.00			
= 280,100			

旧5級2号俸=現3級5号俸(給与制度のアップデート(令和7年4月1日)により、これまで対応していた3級9号俸は現3級5号俸に切替え)であるから、現3級5号俸と同様に改定

旧5級1号俸=現3級1号俸(給与制度のアップデート(令和7年4月1日)により、これまで対応していた3級5号俸は現3級1号俸に切替え)であるから、現3級1号俸と同様に改定

◎ 判事補12号・検事20号・簡裁判事17号・副検事15号

(現行)

旧5級1号俸			
旧4級2号俸	(265,300)	┐	0
判事補12号		└┐	
検事20号	(265,300)	└┐	

(改定)

旧5級1号俸			
旧4級2号俸	(276,300)	┐	0
判事補12号		└┐	
検事20号	(276,300)	└┐	

旧5級1号俸: 前述のとおり

旧4級2号俸=現3級1号俸であるから、現3級1号俸と同様に改定

◎ 副検事16号

(現行)

旧4級1号俸	(255,000)	┐	0
副検事16号	(255,000)	└┐	

(改定)

旧4級1号俸	(266,000)	┐	0
副検事16号	(266,000)	└┐	

旧4級1号俸

①切替号俸である現3級1号俸の改定率を乗じるが(255,000×276,300/265,300-255,000=10,573)

②旧4級1号俸は旧4級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧4級2号俸の改定状況(11,000円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整(10,573→11,000)

◎ 副検事17号

(現行)

旧3級4号俸	(247,400)	┐	5,400
副検事17号	(247,100)	└┐	5,100
旧3級3号俸	(242,000)	└┐	

(改定)

旧3級4号俸	(258,100)	┐	5,000
副検事17号	(X)	└┐	
旧3級3号俸	(253,100)	└┐	
X = 253,100 + 5,000 × 5,100 ÷ 5,400			
= 257822.22			
= 257,800			

旧3級4号俸=現2級13号俸であるから、現2級13号俸と同様に改定

旧3級3号俸=現2級9号俸であるから、現2級9号俸と同様に改定

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

附則関係

附則第一項の例..... 1 ページ

附則第二項の例..... 1 ページ

理由関係..... 1 ページ

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

附則関係

附則第一項の例..... 1 ページ

附則第二項の例..... 2 ページ

理由関係..... 2 ページ

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

【附則関係】

附則第一項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十六号）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十六号）

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に

関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（令和六年・第二百十六回国会提出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の設定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

【附則関係】

附則第一項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十七号）

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十七号）

附 則

(給与の内払)

- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（令和六年・第二百十六回国会提

出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。